

名古屋地方裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時

平成23年2月16日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋簡易裁判所別館会議室

3 出席者

（委員） 伊藤雅淑，榎田勝利，景山ゆみ子，糟谷則子，熊澤香代子，鈴木和幸，尋木佐一，長谷川誠，藤原淳子，松井環，早瀬三喜男，織田幸二，北村 篤，片山俊雄，徳永幸藏

（説明者） 熊田士朗，飯田篤治，野首泰吉（以上簡裁判事），加藤紀幸（簡裁首席書記官），井上和彦（簡裁訟廷管理官），原田 明（総務課長）

（事務担当者）武長信次（事務局長），佐々木 憲（総務課課長補佐），三谷明史（総務課専門官），秋山 敦（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

訴訟以外の紛争解決手続による市民紛争への対応について～裁判所における「調停」の役割を中心として～

5 議事

(1) 委員交代，新委員あいさつ

(2) 市民紛争の相談機関（法テラス，県民生活プラザ，弁護士会紛争解決センター，簡裁受付，調停手続等）の役割等についての概要説明

(3) 庁舎（裁判所関連施設）案内・説明・質疑応答等

案内した施設は，簡裁民事受付センター，調停受付センター，調停室

(4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(5) 次回開催日 平成23年9月13日（火）午後1時30分

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(: 委員 , : 委員長 , : 説明者)

調停について、人間関係も修復できるといった説明を受けたが、隣人との争いのような人間関係が難しいケースで、実際に関係が修復されたようなことはあるのか。

調停委員が当事者双方の話を丁寧に聞き、豊富な経験をもとに、人間関係の修復を図り、事件の円満な解決に向け努力している。かつて調停の当事者となった方と再会した際に、「相手方とその後も良好な関係を続けており、感謝している。」と言われたことがある。

裁判では、権利の存否について公権的な判断をするため、当事者の一方は満足するかもしれないが、負けた方は納得しないことが多い。しかし、調停は、双方の合意が基礎にあり、100%の満足はないにしろ、双方が一応納得したという前提がある。合意が基礎にあるということは、人間関係の調整にも資するところがある。

少額訴訟は原則1回で終わるとのことだが、調停の場合、どのくらい期間がかかるのか。

調停の平均審理期間は、全国的には、2.0か月から2.4か月程度で推移している。訴訟の場合、証拠調べを重ねて、最終判断ができるところまで審理を続けなければいけないが、調停の場合、合意ができるときは、ある程度早くできることが多いし、できないときも、できないという見通しがつくことも、比較的早い段階でできる。

受付窓口カウンターには間仕切りがなく、プライバシー上の配慮が十分ではないのではないかと。また、私が調停委員として事件に関与したとき、プライバシーに配慮して名前ではなく事件番号で待機室にいる当事者を呼んだ際に、何のことだか分からないといった反応をされたことがある。事件番号で

呼ぶ扱いを徹底するのであれば、予め受付等の段階で「この番号で呼びますよ。」といった確認をしておくような配慮をするべきではないかと感じたことがある。

もっともな御指摘であり、対応を検討してみたい。

調停の成立率はどれくらいか。

統計上は30%前後だが、合意の成立という場合のほかに、当事者双方の言い分の趣旨に反しない範囲で、解決のための決定を行う、いわゆる17条決定という手続があるが、このように実質的に合意ができたといえるものも含めると、多分5割を超えていると思う。なお、近年件数が増えている、貸金返済のために支払われたグレーゾーン金利分の返還を求めるいわゆる過払金返還訴訟では、貸金業者が期日の呼出しに応じないケースが多く、判決しても、業者に資力がないため、強制執行が困難な場合もある。そのため、調停を活用し、調停委員が業者と電話で現実的に折れ合える線を話し合い、実質的な合意を図った上で、17条決定を行うという方法もとられている。

A D R等、多くの関係機関があることを市民が知るためのP Rをしていくことが重要だ。また、裁判所は一般市民にとって敷居が高く、近づき難いところなので、裁判所と市民を繋ぐ、仲介的な組織が必要であり、それが、法テラス、県民生活プラザや弁護士会紛争解決センター等だと思うが、これらの機関とどのような連携をしているのか。

関係機関との連携は非常に重要な問題だと思っている。まずは、簡裁で扱う事件と最もオーバーラップしている県民生活プラザ、消費生活センターと、事務処理上の問題点について、情報交換を行い、必要な検討を行う機会を設けることを、ここ2年間続けて実施している。1年目は、互いの業務内容の紹介や実情報告が中心だったが、2年目は、連携が深められるよう、事案により突っ込んだ意見交換を行った。今後は、個別の事件を扱う上で何らかの連携ができないかといったことも含め、意見交換を充実していきたいと考えている。

1998年（平成10年）にいわゆるNPO法，特定非営利活動促進法ができて以来，行政と民間，市民団体等との連携，協働といった活動が積極的に進められているところである。調停等の手続や，犯罪への対応等の問題も含めて，地域レベルでの連携基盤を作っていく必要があるのではないかと思う。

県民生活プラザの相談員が裁判所との意見交換に参加し，その運用や施設を見聞きしたことは，消費生活相談を行う上で非常に有益であったと聞いている。また，県側のおっせんに応じない業者等，裁判所での解決によるほかないケースも増えてきており，貴重な意見交換の場であると考えている。

法テラスについて言えば，法テラスの立ち上がりのころは裁判所との意見交換等の機会があったが，最近は行われていないので，また機会を設けていただきたい。当法テラスでは，「どこから紹介されて法テラスに来たか」というアンケートを取っている。愛知県における昨年4月1日から今年2月14日までの統計結果だが，1番多いのが地方自治体で，2番目がホームページであった。次いで，3番目が家族・知人といった身近な人たちからの紹介で，4番目が再利用者であった。そのほかに，比較的多いのが，弁護士会，警察からの紹介である。逆に，法テラスから紹介している機関についてであるが，実際に連絡したかどうかは不明だが，家事調停は6番目，民事調停は10番目に位置している。ところで，先ほどの施設見学で調停室内の机には非常ベルのスイッチが設置されていたが，手続を行う中で，身に危険が及ぶような事例は実際にあるのか。

私（簡裁判事）の経験では，過去に1回ある。貸金返還訴訟だったが，争いの背景に人事訴訟があったというものである。ラウンドテーブル法廷での裁判だったので，調停の場合と同様，裁判官と当事者は近い位置に座っているのだが，その手続中に，鞆の中に隠し持っていた短刀を取り出してきたという事案があった。咄嗟の戒めにより，我に返ってくれ，結果事なきを得たことがある。

非常ベルのスイッチは当然法廷にも設置されている。現場の裁判官を30年ぐらいやっていたが、使われるのを見たのは1回だけである。そのぐらいめったにないが、万が一に備えて設置されている。

民事調停の申立ては、相手方の住所地で申し立てるのが原則とのことだが、申立人の住所ではできないのか。

調停の場合は、原則、相手方の住所地だが、管轄がなくても、相当と認める場合は申立人の住所地でもできるという規定があるので、特に相手方に異存のないような場合は、申立人の住所地で実施するというケースもあり、民事訴訟よりも例外を広く認めている。

移送という制度もあり、事案解決にふさわしい管轄の裁判所で行うため事件を移送するということもあり得る。

簡裁での手続を紹介するリーフレットはどこに置いてあるのか。

裁判所に備えつけているほか、弁護士会、法テラス、県の県民生活課、名古屋市の消費生活センター、県内の市区町村、県警本部、愛知労働局などの機関に送付して、各機関における手続の説明に利用してもらうほか、各機関を利用される方の目に触れやすい場所に備え置いていただくようお願いしている。

私自身が役所に行ったときに、このようなリーフレットを見たことがあまりなかった。とても分かりやすく書いてあるので、きちんと活用されているか、役所等での備え付け状況等を確認されたらどうか。また、市民に広く知っていただくためには、やはりホームページは非常に有効な手段であり、その活用も検討されたらどうかと思う。

関係機関との連携だが、互いにニーズが合致するところがないと、なかなか連携しづらいのではないかと思う。互いのニーズがどのように一致するのか、そのことによってどのような問題が解決されるのか。

消費生活相談について、県の相談員から相手の事業者なりに電話をかけてあっせんしても、県の言うことを聞いてもらえない場合もあるところ、裁判

所から事業者に連絡がいくと、裁判所のほうに出向いて、あっせんに応じるといったこともある。したがって、県のあっせんに乗らない場合には消費者の方に裁判所での申立てを勧めることもある。裁判所に対して、「誰々が赴くのでよろしく。」とまでは言っていないが、実質的には連携がとられているものと考えている。この意味では、相互補完的な連携が当面の目標ということになるかと思う。

先ほどの各ADRの説明でもあったが、利点や限界点は、おのおので異なる。そのような中、意見交換を行う意義だが、それぞれがその特徴を知ることにより、個々の相談者にとって、最も望ましい解決を図れるようにするためには、互いがどのような認識のもとで事務処理を行っていくのかを確認したり、検討したりできる点にあると考えている。ちなみに、東京簡裁の調停では、23区の消費生活センターに全部足を運んで、意見交換をしたと聞いている。

名古屋市男女平等参画推進センターでは、女性のための相談を行っており、離婚の相談が多いが、そのような相談の中で、親族からの借金とか、個別の賃貸借といったことも聞くので、そのような場合は、本日説明いただいた簡裁の手続を利用できるケースもあると思った。ところで、当方でも、各関係機関との間でネットワーク会議を設けているが、あまり裁判所との会議のようなものは経験していない。やはり敷居が高いということもある。互いの機能を知るためにも今後どんなふうに、連携を取っていったらいいのか。

簡裁の場合、消費者関係の事件がかなりの割合を占めることから、当面、消費生活センターと意見交換の場を持ったが、今後、他の機関と意見交換等を行う必要があれば、それも考えていきたい。

例えば、当方で、裁判所と何か接点を持ちたいと考えた場合に、どこが窓口になるのか。

まずは、名古屋地方裁判所の総務課が窓口になるので、同課に御連絡いただくことになる。

一宮市の裁判所とこのような連絡を取るとした場合の窓口はどこか。

一宮の場合も，対外的な窓口については，名古屋地方裁判所本庁の総務課が窓口になっているので，こちらのほうにお尋ねいただきたい。

本日の意見交換を通して裁判所の方でも改善を考えるべき事項があると思った。貴重なご意見ありがとうございました。